



発行 東京都

目次

- 特定商取引に関する法律による行政処分(二件)
  - ……(生活文化局消費生活部取引指導課)……一
  - 建築基準法による道路位置の指定……………二
  - ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……一
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
  - ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
  - 介護保険法による指定調査機関の変更……………三
  - ……(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……三
  - 告 示 (公)
  - 警察署協議会委員の委嘱……………三
  - 告 告
  - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………八
  - ……(生活文化局都民生活部管理法人課)……八
  - 特定非営利活動法人の仮認定……………(同)……〇
  - 都市計画の図書の縦覧(二件)……………二
  - ……(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……二
  - 土地区画整理審議会委員選挙の選挙場等……………二
  - ……(都市整備局市街地整備部管理課)……二
  - 開発行為に関する工事完了……………二
  - ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……二

告 示

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……六

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……五

●東京都告示第九百八十六号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十三条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年七月五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 被処分者

- (一) 名称 東洋食品合同会社
- (二) 代表者氏名 松田 管矢
- (三) 主たる事務 所 中野区野方五丁目三十四番六―三〇七

二 処分年月日

平成二十五年六月十一日

三 処分の内容

- 平成二十五年六月十二日から同年十二月十一日までの間(六箇月間)法第二条第三項に規定する電話勧誘販売に係る次の行為を停止する。
- (一) 売買契約の締結について勧誘すること。
- (二) 売買契約の申込みを受けること。
- (三) 売買契約を締結すること。

四 適用条項 法第二十三条第一項

●東京都告示第九百八十七号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十三条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年七月五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 被処分者

- (一) 名称 株式会社スフイダ
- (二) 代表者氏名 池田 高雄
- (三) 主たる事務 所 新宿区大久保二丁目二番十二号

二 処分年月日

平成二十五年六月十一日

三 処分の内容

- 平成二十五年六月十二日から同年十二月十一日までの間(六箇月間)法第二条第三項に規定する電話勧誘販売に係る次の行為を停止する。
- (一) 売買契約の締結について勧誘すること。
- (二) 売買契約の申込みを受けること。
- (三) 売買契約を締結すること。

四 適用条項 法第二十三条第一項

●東京都告示第九百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

東京都多摩建築指導事務所長

山崎 弘人

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十五年六月五日

昭島市緑町二丁目三千三百二十二番一及び三千三百二十三番一の各一部

延長  
二三・四五  
幅員  
四・五〇

●東京都告示第九百八十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年七月五日

東京都知事 猪瀬 直樹

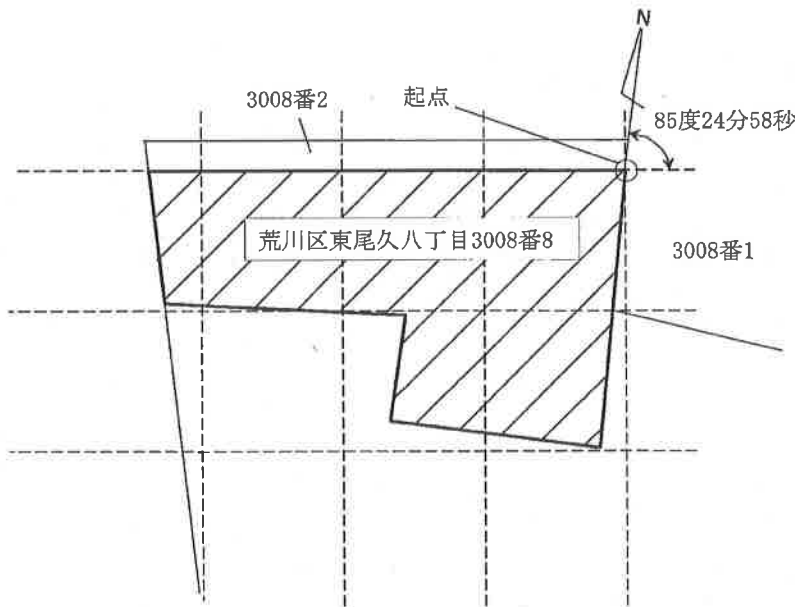
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東尾久八丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、シスー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその

化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物

別図



**【凡例】**

- : 形質変更時要届出区域
- : 調査対象地
- : 単位区画境界線
- : 筆境界線

**【起点】**  
 起点は、荒川区東尾久八丁目3008番8の最北端とする。

**【格子の回転角度】** 85度24分58秒  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百九十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十六第一項の規定により指定した指定調査機関から、介護保険法施行令（平成十年政令第百二十二号）第三十七条の四第二項の規定により変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

名称	変更前	変更後	変更年月日
公益財団	財団法人日	公益財団法	平成二十五
法人日本	本チャリテ	人日本チャ	年四月一日
チャリテ	イ協会	リテイ協会	
イ協会			

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第223号

警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、平成25年6月1日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

平成25年7月5日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎